

第十條 次に掲げる省令の規定中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三條第一項」を「経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三條」に改め、「経済産業省の所管する法令に係る電子計算機と電気通信回線を含む以下同じ」とし、当該各号に規定する手続を行う者の使用に係る電子計算機と電気通信回線とを「電子情報処理組織をいう。」を削る。

一 深海底鉱業暫定措置法施行規則（昭和五十七年通商産業省令第三十四号）
二 特定計量器検定検査規則（平成十五年通商産業省令第七十号）
（特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則の一部改正）
第十一條 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則（昭和六十三年通商産業省令第八十号）の一部を次のように改正する。

第十九條中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術活用法」を「情報通信技術活用法」に、「第三條第一項」を「第六條第一項」に、「同項」に規定する「経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三條」に改め、「情報通信技術活用法第二條第六号」を「情報通信技術活用法第三條第八号」に改める。

第二十一條中「情報通信技術活用法第二條第三号」を「情報通信技術活用法第三條第五号」に改める。

第二十二條中「情報通信技術活用法第二條第四項」を「情報通信技術活用法第三條第六項」に、「情報通信技術活用法第三條第四項」を「情報通信技術活用法第六條第四項」に改める。
（経済産業省企業活動基本調査規則等の一部改正）

第十二條 次に掲げる省令の規定中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三條第一項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六條第一項」に、「同項」に規定する「経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三條」に改め、「経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三條第三項」を「同規則第四條第三項」に改める。
一 経済産業省企業活動基本調査規則（平成十四年通商産業省令第五十六号）
二 石油製品需給動態統計調査規則（平成二十年経済産業省令第七号）
（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第十三條 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成十五年通商産業省令第四十号）の一部を次のように改正する。
第五條中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三條第一項」を「経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三條」に改める。
（電気事業法施行規則の一部改正）

第十四條 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。
第五十一條第三項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三條第一項」を「情報通信技術活用法」とし、「同項」に規定する「電子情報処理組織」を「電子情報処理組織（経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）以下「情報通信技術活用法施行規則」という。）第三條に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ」とし、「経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三條第三項」を「情報通信技術活用法施行規則第四條第三項」に改める。

（特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部改正）
第一條 特定家庭用機器再商品化法施行規則（平成十二年厚生省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

第三百八十八條第二項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三條第一項」を「情報通信技術活用法第六條第一項」に改め、「同項に規定する」を削り、「経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三條第三項」を「情報通信技術活用法施行規則第四條第三項」に改める。
（電気事業法関係手数料規則の一部改正）
第十五條 電気事業法関係手数料規則（平成七年通商産業省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二條中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三條第一項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六條第一項」に、「同項」を「経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三條」に改める。
（中小企業等経営強化法第四十四條第一項に規定する情報処理支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部改正）

第十六條 中小企業等経営強化法第四十四條第一項に規定する情報処理支援業務を行う者の認定等に関する命令（平成三十年経済産業省令第四十一号）の一部を次のように改正する。
第一條中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「情報通信技術活用法」という。）を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）以下「情報通信技術活用法」という。」に改める。
第十條中「情報通信技術活用法第三條第一項」を「情報通信技術活用法第六條第一項」に改める。

附則
この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
○環境省令第六号
環境省令第六号
成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第八十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、特定家庭用機器再商品化法施行規則及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月十三日
経済産業大臣 梶山 弘志
環境大臣臨時代理 國務大臣 江藤 拓

改正後	改正前
<p>(再商品化等に必要な行為を実施する者の基準)</p> <p>第九条 法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 製造業者等が再商品化等に必要な行為を自ら実施する場合 自ら実施する者が次のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>イ 精神の機能の障害により再商品化等の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ロ 子 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>(令第四条第二号イの主務省令で定める者)</p> <p>第四十五条の二 令第四条第二号イの主務省令で定める者は、精神の機能の障害により特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬又は再商品化等の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>	<p>(再商品化等に必要な行為を実施する者の基準)</p> <p>第九条 法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 製造業者等が再商品化等に必要な行為を自ら実施する場合 自ら実施する者が次のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>イ 成年被後见人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>ロ 子 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>(新規)</p>
<p>(使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部改正)</p> <p>第二条 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則(平成十四年経済産業・環境省令第七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という)は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。</p>	<p>(再資源化に必要な行為を実施する者の基準)</p> <p>第三十条 法第二十八条第一項第一号の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる場</p>

<p>合に及び、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 自動車製造業者等が再資源化に必要な行為を自ら実施する場合 自ら実施する者が次のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>イ 精神の機能の障害により再資源化の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ロ 子 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>(法第四十五条第一項第一号の主務省令で定める者)</p> <p>第四十七条の二 法第四十五条第一項第一号の主務省令で定める者は、精神の機能の障害により引取業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>(法第五十六条第一項第一号の主務省令で定める者)</p> <p>第五十一条の二 法第五十六条第一項第一号の主務省令で定める者は、精神の機能の障害によりフロン類回収業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>(解体業の許可の申請)</p> <p>第五十五条 解体業許可申請者は、様式第五による申請書に当該解体業許可申請者が法第六十二条第一項第二号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 解体業許可申請者が個人である場合において、住民票の写し及び法第六十二条第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類</p>	<p>(再資源化に必要な行為を実施する者の基準)</p> <p>第三十条 法第二十八条第一項第一号の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる場</p>
--	---

<p>合に及び、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 自動車製造業者等が再資源化に必要な行為を自ら実施する場合 自ら実施する者が次のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>イ 成年被後见人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>ロ 子 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>第五十五条 解体業許可申請者は、様式第五による申請書に当該解体業許可申請者が法第六十二条第一項第二号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 解体業許可申請者が個人である場合において、住民票の写し並びに成年被後见人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。)</p>	<p>(再資源化に必要な行為を実施する者の基準)</p> <p>第三十条 法第二十八条第一項第一号の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる場</p>
---	---

六 (略)

七 解体業許可申請者が法人である場合において、その役員が住民票の写し及び法第六十二條第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

八 解体業許可申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類並びにこれらの者の住民票の写し及び法第六十二條第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)

九 解体業許可申請者に令第五条に規定する使用人がある場合においては、その者の住民票の写し及び法第六十二條第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

十 解体業許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の住民票の写し及び法第六十二條第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

十一 解体業許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、次に掲げる書類

イ (略)

ロ 役員が住民票の写し及び法第六十二條第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

六 (略)

七 解体業許可申請者が法人である場合において、その役員が住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

八 解体業許可申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類並びにこれらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)

九 解体業許可申請者に令第五条に規定する使用人がある場合においては、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十 解体業許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十一 解体業許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、次に掲げる書類

イ (略)

ロ 役員が住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

(法第六十二條第一項第二号イの主務省令で定める者)

第五十七條の二 法第六十二條第一項第二号イの主務省令で定める者は、精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(解体業に係る変更の届出)

第五十八條 法第六十三條第一項の規定により変更の届出をしようとする解体業者は、様式第七による届出書に当該解体業者が法第六十二條第一項第二号イから又までのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類(その届出に係る変更後の書類をいう)を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。

一 解体業者が個人であり、かつ、法第六十一條第一項第一号に掲げる事項に変更があつたとき 住民票の写し及び法第六十二條第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

二・三 (略)

四 解体業者が法人であり、かつ、法第六十一條第一項第三号に掲げる役員に関する事項に変更があつたとき 当該変更に係る者の住民票の写し、法第六十二條第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び登記事項証明書

五 解体業者が法人であり、かつ、法第六十一條第一項第三号に掲げる使用人に関する事項に変更があつたとき 当該変更に係る者の住民票の写し及び法第六十二條第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

六 解体業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合において、法第六十一條第一項第四号に掲げる事項に変更があつたとき その法定代理人の住民票の写し及び法第六十二條第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

(新規)

(解体業に係る変更の届出)

第五十八條 法第六十三條第一項の規定により変更の届出をしようとする解体業者は、様式第七による届出書に当該解体業者が法第六十二條第一項第二号イから又までのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類(その届出に係る変更後の書類をいう)を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。

一 解体業者が個人であり、かつ、法第六十一條第一項第一号に掲げる事項に変更があつたとき 住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

二・三 (略)

四 解体業者が法人であり、かつ、法第六十一條第一項第三号に掲げる役員に関する事項に変更があつたとき 当該変更に係る者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書並びに登記事項証明書

五 解体業者が法人であり、かつ、法第六十一條第一項第三号に掲げる使用人に関する事項に変更があつたとき 当該変更に係る者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

六 解体業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合において、法第六十一條第一項第四号に掲げる事項に変更があつたとき その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

254 (略)

254 (略)

254 (略)

254 (略)

七 (略)

八 解体業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合において、法第六十一条第一項第四号に掲げる事項のうち、役員に関する事項に変更があったとき、当該変更に係る者の住民票の写し、法第六十二条第一項第二号に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び登記事項証明書

九 (略)

十 解体業者が法人であり、かつ、第五十五条第四項第四号に掲げる事項に変更があったとき、当該変更に係る者の有する株式の数又は当該変更に係る者のなした出資の金額を記載した書類並びに当該変更に係る者の住民票の写し及び法第六十二条第一項第二号に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)

十一 解体業者が個人であり、かつ、第五十五条第四項第五号に掲げる事項に変更があったとき、当該変更に係る者の住民票の写し及び法第六十二条第一項第二号に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

(破産業の許可の申請)

第六十条 破産業許可申請者は、様式第八による申請書に当該破産業許可申請者が法第六十九条第一項第二号に適合することを誓約する書面及び次に掲げる書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

一 四 (略)

五 破産業許可申請者が個人である場合において、住民票の写し及び法第六十二条第一項第二号に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

六 (略)

七 破産業許可申請者が法人である場合において、その役員の住民票の写し及び法第六十二条第一項第二号に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

七 (略)

八 解体業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合において、法第六十一条第一項第四号に掲げる事項のうち、役員に関する事項に変更があったとき、当該変更に係る者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書並びに登記事項証明書

九 (略)

十 解体業者が法人であり、かつ、第五十五条第四項第四号に掲げる事項に変更があったとき、当該変更に係る者の有する株式の数又は当該変更に係る者のなした出資の金額を記載した書類並びに当該変更に係る者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)

十一 解体業者が個人であり、かつ、第五十五条第四項第五号に掲げる事項に変更があったとき、当該変更に係る者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

(破産業の許可の申請)

第六十条 破産業許可申請者は、様式第八による申請書に当該破産業許可申請者が法第六十九条第一項第二号に適合することを誓約する書面及び次に掲げる書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

一 四 (略)

五 破産業許可申請者が個人である場合において、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

六 (略)

七 破産業許可申請者が法人である場合において、その役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

八 破産業許可申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類並びにこれらの者の住民票の写し及び法第六十二条第一項第二号に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)

九 破産業許可申請者に令第五条に規定する使用人がある場合においては、その者の住民票の写し及び法第六十二条第一項第二号に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

十 破産業許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の住民票の写し及び法第六十二条第一項第二号に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

十一 破産業許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、次に掲げる書類

イ (略)

ロ 役員は、その法定代理人が法人である場合において、次に掲げる書類

一 四 (略)

二 五 四 (略)

(変更の許可の申請)

第六十三条 法第七十条第一項の規定により破産業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする破産業者(以下この条において「変更申請者」という)は、次に掲げる事項を記載した様式第十による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 七 (略)

八 破産業許可申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類並びにこれらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)

九 破産業許可申請者に令第五条に規定する使用人がある場合においては、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十 破産業許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十一 破産業許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、次に掲げる書類

イ (略)

ロ 役員は、その法定代理人が法人である場合において、次に掲げる書類

一 四 (略)

二 五 四 (略)

(変更の許可の申請)

第六十三条 法第七十条第一項の規定により破産業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする破産業者(以下この条において「変更申請者」という)は、次に掲げる事項を記載した様式第十による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 七 (略)

2 前項の申請書には、当該変更申請者が法第六十二条第一項第二号イから又までのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類を添付しなければならぬ。

一 四 (略)

五 変更申請者が個人である場合においては、住民票の写し及び法第六十二条第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

六 (略)

七 変更申請者が法人である場合においては、その役員の住民票の写し及び法第六十二条第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

八 変更申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類並びにこれらの者の住民票の写し及び法第六十二条第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)

九 変更申請者に令第五条に規定する使用人がある場合においては、その者の住民票の写し及び法第六十二条第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

十 変更申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の住民票の写し及び法第六十二条第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

2 前項の申請書には、当該変更申請者が法第六十二条第一項第二号イから又までのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類を添付しなければならぬ。

一 四 (略)

五 変更申請者が個人である場合においては、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

六 (略)

七 変更申請者が法人である場合においては、その役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

八 変更申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類並びにこれらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)

九 変更申請者に令第五条に規定する使用人がある場合においては、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十 変更申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

3 十一 変更申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、次に掲げる書類

イ (略)

ロ 役員の住民票の写し及び法第六十二条第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

3 (略)

(破産業に係る変更の届出)

第六十四条 法第七十一条第一項の規定により変更の届出をしようとする破産業者は、様式第十一による届出書に当該破産業者が法第六十二条第一項第二号イから又までのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類(その届出に係る変更後の書類をいう。)を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。

一 破産業者が個人であり、かつ、法第六十二条第一項第一号に掲げる事項に変更があったとき 住民票の写し及び法第六十二条第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

二・三 (略)

四 破産業者が法人であり、かつ、法第六十二条第一項第四号に掲げる役員に関する事項に変更があったとき 当該変更に係る者の住民票の写し、法第六十二条第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び登記事項証明書

五 破産業者が法人であり、かつ、法第六十二条第一項第四号に掲げる使用人に関する事項に変更があったとき 当該変更に係る者の住民票の写し及び法第六十二条第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

3 十一 変更申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、次に掲げる書類

イ (略)

ロ 役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

3 (略)

(破産業に係る変更の届出)

第六十四条 法第七十一条第一項の規定により変更の届出をしようとする破産業者は、様式第十一による届出書に当該破産業者が法第六十二条第一項第二号イから又までのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類(その届出に係る変更後の書類をいう。)を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。

一 破産業者が個人であり、かつ、法第六十二条第一項第一号に掲げる事項に変更があったとき 住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

二・三 (略)

四 破産業者が法人であり、かつ、法第六十二条第一項第四号に掲げる役員に関する事項に変更があったとき 当該変更に係る者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書並びに登記事項証明書

五 破産業者が法人であり、かつ、法第六十二条第一項第四号に掲げる使用人に関する事項に変更があったとき 当該変更に係る者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

六 破産業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合において、法第六十八条第一項第五号に掲げる事項に変更があったとき、その法定代理人の住民票の写し及び法第六十二條第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

六 破産業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合において、法第六十八条第一項第五号に掲げる事項に変更があったとき、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

七 (略)

八 破産業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合において、法第六十八条第一項第五号に掲げる事項のうち、役員に関する事項に変更があったとき、当該変更に係る者の住民票の写し、法第六十二條第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び登記事項証明書

七 (略)

八 破産業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合において、法第六十八条第一項第五号に掲げる事項のうち、役員に関する事項に変更があったとき、当該変更に係る者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書並びに登記事項証明書

九 (略)

十 破産業者が法人であり、かつ、第六十條第四項第五号に掲げる事項に変更があったとき、当該変更に係る者の有する株式の数又は当該変更に係る者のなした出資の金額を記載した書類並びに当該変更に係る者の住民票の写し及び法第六十二條第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)

九 (略)

十 破産業者が法人であり、かつ、第六十條第四項第五号に掲げる事項に変更があったとき、当該変更に係る者の有する株式の数又は当該変更に係る者のなした出資の金額を記載した書類並びに当該変更に係る者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)

十一 破産業者が個人であり、かつ、第六十條第四項第六号に掲げる事項に変更があったとき、当該変更に係る者の住民票の写し及び法第六十二條第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

十一 破産業者が個人であり、かつ、第六十條第四項第六号に掲げる事項に変更があったとき、当該変更に係る者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

第二百二十四条の二 令第十六条第二号イの主務省令で定める者は、精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(新規)

附則

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に關する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和元年十二月十四日)から施行する。

○経済産業省令第二号

原子力規制委員会規則
情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)の施行に伴い、原子力発電工作物の保安に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。
令和元年十二月十三日
経済産業大臣 梶山 弘志
原子力規制委員会委員長 更田 豊志

原子力発電工作物の保安に関する命令の一部を改正する命令(平成二十四年経済産業省令第六十九号)の一部を次のように改正する。
第五條第三項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三條第一項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三條第一項」に、「経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年経済産業省令第八号)第三條第三項」を「経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年経済産業省令第八号)第四條第三項」に改める。

この命令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。
○環境省令第十七号
情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、環境省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和元年十二月十三日
環境大臣臨時代理 國務大臣 江藤 拓

環境省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令
環境省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年環境省令第七号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定(題名を含む)の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>環境省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則</p> <p>第一条 行政機関等に対して行うこととされ、又は行政機関等が行うこととして環境省の所管する法令に係る手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する</p>	<p>環境省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則</p> <p>第一条 行政機関等に対して行うこととされ、又は行政機関等が行うこととして環境省の所管する法令に係る手続等を、行政手続等における情報通信の技術の利用に</p>